

第 章 方法書に対する意見及び事業者の見解

第 章 方法書に対する意見及び事業者の見解

・ 1 方法書についての意見及び事業者の見解

1 . 公告、縦覧

「甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書」の公告、縦覧等は下記のとおりである。

- ・ 公 告 : 平成 17 年 3 月 4 日
- ・ 縦覧期間 : 平成 17 年 3 月 7 日 ~ 平成 17 年 4 月 6 日
- ・ 意見書提出期限 : 平成 17 年 4 月 20 日まで
- ・ 縦覧場所 : 山梨県民情報センター
昭和町役場都市計画課
甲斐市役所環境経済部環境課
玉穂町役場都市環境課
田富町役場環境衛生課

2 . 方法書についての意見

方法書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成 17 年 5 月 9 日に意見がなかったことを県知事に通知した。

・ 2 方法書についての公聴会の概要

方法書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

・ 3 方法書についての知事意見及び事業者の見解

1 方法書についての知事意見

平成17年8月4日に山梨県環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく「昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価方法書」に対する知事の意見が通知（み自第754号）された。

意見の内容は以下のとおりである。

<全般的な事項>

- 1 対象事業による環境への影響を評価するにあたり、方法書に記載した環境保全方針と整合を図ること。
環境の保全のための措置の検討は、複数案の比較により行うこととし、その過程（経緯）及び結果を準備書に記載すること。
なお、事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を準備書、評価書等に記載すること。ただし、見直し後の環境保全方針は、方法書に記載した内容より環境が悪化する内容としないこと。
- 2 事業が複数の工区に分けて実施され、また、工期も長期間に及ぶことから、事業実施中に先行して整備された工区の供用（新住民の入居等）が想定される。
そのため、先行して供用された地区と事業実施中の工区の境界付近における環境影響についても予測の対象とし、工事と並行して入居する住民が良好な生活環境を確保できるよう検討すること。
- 3 動植物調査については、本年6月に公表された「山梨県レッドデータブック」の掲載種についても検討の対象とすること。
希少種が確認された場合、専門家の指導を受けながら生息環境の保全のための措置を慎重に検討し、その過程・結果について準備書に記載すること。
- 4 評価は、環境の保全のための措置の実施前後の比較により、定量的に環境影響の軽減の度を明らかにすること。
- 5 調査・予測及び評価を行う中で、方法書に記載されていない環境影響評価項目についても環境影響が懸念される場合は、積極的に環境影響評価を行い環境影響を軽減するための措置の検討を行なうとともに、その内容について準備書に記載すること。

<個別事項>

（ ）内は方法書のページ番号

1 環境影響評価の項目の選定について

『 1 環境影響要因の把握』に「都市計画道路の供用」、「新住民の車両の運行」を追加し、これらの要因に対応する、『 2 環境影響評価項目』に大気汚染、騒音及び振動を選定すること。
新住民：住居系地域内に定住する住民

2 調査、予測及び評価の手法について

- 1) 『 1 大気汚染』、『 2 騒音』及び『 3 振動』共通事項

次の事項について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(1) 都市計画道路の供用

計画地域内の都市計画道路については、既存道路のバイパス化、商業系地域における週末交通量の増加、住居系地域における人口増加に伴うマイカーの利用等による、環境影響が懸念されるため、供用後の周辺の主要な道路の交通量の

変化を把握することにより、環境影響の範囲・程度について図表等により明らかにした上で、複数案の比較により環境保全措置の検討及び評価を行うこと。

(2) 新住民の車両の運行

新住民の車両の運行については、類似例、近隣市町村の車両の保有台数及び利用状況等を参考にしながら車両の運行状況を把握し、都市計画道路に係る大気汚染、騒音及び振動の環境影響の把握に反映すること。

(3) 環境影響を特に受けやすい施設への配慮

計画地域内及び近隣には、常永小学校、病院等の環境影響を受けやすい施設が立地していることから、当該事業の実施によりこれらの施設に対する環境影響については慎重に予測及び評価を行い、環境保全措置について検討すること。

(4) 資材等運搬車両の運行（主に土砂の搬入）の評価手法について

『 7 都市計画対象事業の計画内容』の造成計画において、大量の土砂の搬入が予定されていることから、資材等運搬車両の運行（輸送経路と時間帯別の車両台数等の調整等）については、複数案を立案し、それぞれの案について大気汚染、騒音及び振動の予測及び評価を行い、その結果を総合的に比較検討し、その検討経緯を明らかにすること。

2) 『 1 大気汚染』の予測方法について

都市計画道路の供用、新住民による車両の運行、商業施設の営業に係る車両の運行等に係る大気汚染の状況を把握するにあたり、本県の特徴である盆地地形と冬期、春・秋期の移動性高気圧の通過等の気象条件により、接地逆転層が発生した場合、大気汚染物質の拡散抑制が懸念されることから、大気安定度、接地逆転層の出現傾向及び出現した場合の拡散の程度について予測及び評価を行うこと。

3) 『 4 水質汚濁』

事業実施による環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。

4) 『 5 水象』

事業計画地の下流域（清川、東花輪川下流域）において、農業用水として利水されていることから、予測事項に記載されている雨水の流出状況の把握については、調整池の洪水調整機能を考慮したものとすること。

5) 『 6. 1 植物』

(1) 調査事項について（大木の分布状況の把握）（ -19）

環境保全方針（ -14）において、「大木については保全に努める」旨記載されているが、記載された調査の手法では、大木の分布状況を把握することはできないことから、大木の分布状況を把握するための調査を行うこと。

(2) 環境保全措置の検討（ -21）について

・大木の分布及び神社に付随する緑地

計画地内に生育する大木の分布及び神社に付随する緑地については、分布図を作成し、特に保全が必要な大木及び緑地の分布状況を明らかにした上で、保全のための措置について検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

・緑道について

公園の計画(図 -3.2)に記されている緑道については、公園、神社等の植生と調和した樹種の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

・緑地公園について

緑地の形成については、既存調査結果及び当該地域の潜在植生を反映した樹種等の採用による緑化の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

また、神社周辺の既存樹木についても良好な緑地を形成するための『管理方針』を策定すること。

計画地域には、多様な水生生物の生息が期待されることから、現在、農業用水として利用している用水を活用した水辺空間の創出により、消失する水環境の代償の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

6) 『 6. 1 水生生物』

(1) 調査事項 (-27) について

調査事項に両生類・爬虫類を加え、陸上動物の項に記載されている同項目と併せて、対象事業の実施により変化する生息状況及び生息環境の変化の程度について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(2) 環境保全措置の検討 (-30) について

環境保全措置の検討は、計画地域外の環境の状況について事業者の管理が及ばないことから、計画地域外に類似した環境があることを前提とした環境保全措置の検討は行なわないこととし、計画地域内における低減及び代償について検討すること。

ただし、計画地域外であっても、事業主体が深く関与する団体等により長期的に周辺地域の環境の状況が管理できる場合は、関連する団体名及びその理由を明記した上で保全措置の対象とすることができる。

7) 『 7 生態系』

(1) 予測の手法について (-31)

予測の手法については、事業実施前後の耕作地の分布及び面積と新たに創出される緑地(グラウンド等、動植物のハビタットと見なすことができない部分を除く)の分布及び面積をそれぞれ図表等により明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

(2) 環境保全措置の検討について (-31)

環境保全措置の検討については、現在の生息環境を代償する措置の検討を行い、その結果を明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

8) 『 8 風景・景観』

(1) 予測事項について (-33)

・計画地内からの風景・景観

計画地は南アルプス、八ヶ岳、御坂山系等の本県を代表する景観が一望できる地域であるとともに、水田風景は当該地域における典型的な風景であることから、計画地内からの風景についても予測及び評価の対象とし、必要に応じ予測地点を追加すること。

・大型看板等

商業施設等における大型看板の設置は、近隣住宅地等の町並みや地域景観への影響が懸念されることから、商業地区に大型看板が設置された場合の景観についてフォトモンタージュ等を用い検討を行うこと。

また、夜間照明による周辺への影響についても現状との比較を行いその結果を明らかにし、準備書に記載すること。

(2) 評価の手法について (V-35)

事業により、計画地全体の土地利用が現状とは異なるものとなることから、評価手法に記載された「回避、低減」による評価は困難であることから、評価手法については、現状と事業実施後について、地域景観の特徴をフォトモンタージュ等の具体的な手法により景観がどのように置き換えられるのか明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

2. 方法書についての知事意見に対する事業者の見解

方法書についての知事意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

<全般的な事項>

知事の意見	事業者の見解
<p>1. 対象事業による環境への影響を評価するにあたり、方法書に記載した環境保全方針と整合を図ること。</p> <p>環境の保全のための措置の検討は、複数案の比較により行うこととし、その過程（経緯）及び結果を準備書に記載すること。</p> <p>なお、事業計画の進捗により環境保全方針の見直しを行った場合は、見直しを行った箇所及びその理由を準備書、評価書等に記載すること。ただし、見直し後の環境保全方針は、方法書に記載した内容より環境が悪化する内容としないこと。</p>	<p>対象事業による環境への影響を評価するにあたっては、方法書に記載した環境保全方針と整合を図りました。</p> <p>環境の保全のための措置の検討は、その措置が必要であると判断された場合は、原則として複数案の比較により行うこととし、その過程、経緯及び結果を準備書に記載しました。</p> <p>なお、環境保全方針の見直しは、事業計画において用途地域（案）のあてはめを行ったため、それに合わせて見直しを行いました。その結果は準備書（p. -10～12）に記載しました。</p>
<p>2. 事業が複数の工区に分けて実施され、また、工期も長期間に及ぶことから、事業実施中に先行して整備された工区の供用（新住民の入居等）が想定される。</p> <p>そのため、先行して供用された地区と事業実施中の工区の境界付近における環境影響についても予測の対象とし、工事と並行して入居する住民が良好な生活環境を確保できるよう検討すること。</p>	<p>新住民の入居は、各施工区域の工事終了後3年間で完了する計画としています。したがって、一部では施工中の区域と隣接する場合がありますが、初期に入居する地区を施工中の区域と離して設定することにしており、そのことによって新住民の生活環境が保全されるものと考えます。年次別施工区域は、図-2-4.1（p. -47）に示すとおりです。</p>
<p>3. 動植物調査については、本年6月に公表された「山梨県レッドデータブック」の掲載種についても検討の対象とすること。</p> <p>希少種が確認された場合、専門家の指導を受けながら生息環境の保全のための措置を慎重に検討し、その過程・結果について準備書に記載すること。</p>	<p>動植物調査については、平成17年6月に公表された「山梨県レッドデータブック」の掲載種についても検討の対象としました。</p> <p>希少種が確認された場合、動植物調査の専門家に意見を聞きながら生息環境の保全のための措置を慎重に検討し、その過程・結果について準備書（p. -6-26、p. -6-42、-6-53）に記載しました。</p>
<p>4. 評価は、環境の保全のための措置の実施前後の比較により、定量的に環境影響の軽減の度合を明らかにすること。</p>	<p>評価は、環境の保全のための措置の実施前後の比較により、可能な限り定量的に環境影響の軽減の度合を明らかにしました。</p>
<p>5. 調査・予測及び評価を行う中で、方法書に記載されていない環境影響評価項目についても環境影響が懸念される場合は、積極的に環境影響評価を行い環境影響を軽減するための措置の検討を行なうとともに、その内容について準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画の熟度の進行に伴って、また、調査・予測及び評価を行う中においては、方法書に記載されていない環境影響評価項目について新たに環境影響が懸念されることはありませんでした。</p>

< 個別事項 >

知事の意見	事業者の見解
<p>1. 環境影響評価の項目の選定について 『 1 環境影響要因の把握』に「都市計画道路の供用」、「新住民の車両の運行」を追加し、これらの要因に対応する、『 2 環境影響評価項目』に大気汚染、騒音及び振動を選定すること。</p>	<p>『 1 環境影響要因の把握』に「都市計画道路の供用」、「新住民の車両の運行」を追加し、これらの要因に対応する、『 2 環境影響評価項目』に大気汚染、騒音及び振動を選定しました。</p>
<p>2. 調査、予測及び評価の手法について 1) 『 1 大気汚染』、『 2 騒音』及び『 3 振動』共通事項 次の事項について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。 (1) 都市計画道路の供用 計画地域内の都市計画道路については、既存道路のバイパス化、商業系地域における週末交通量の増加、住居系地域における人口増加に伴うマイカーの利用等による、環境影響が懸念されるため、供用後の周辺の主要な道路の交通量の変化を把握することにより、環境影響の範囲・程度について図表等により明らかにした上で、複数案の比較により環境保全措置の検討及び評価を行うこと。</p>	<p>計画地域内の都市計画道路については、主要地方道敷島田富線の転換車両、大規模商業施設への出入り車両、新住民による車両の利用、昭和バイパス及び主要地方道甲府市川大門線の右左折車両を考慮した交通量を推定し、その交通量を用いて、大気汚染、騒音、振動の影響について予測評価を行いました。</p>
<p>(2) 新住民の車両の運行 新住民の車両の運行については、類似例、近隣市町村の車両の保有台数及び利用状況等を参考にしながら車両の運行状況を把握し、都市計画道路に係る大気汚染、騒音及び振動の環境影響の把握に反映すること。</p>	<p>新住民の車両の運行については、山梨県内の自家用乗用車普及率を基に発生交通量を算定し、既存データにより日変動パターンを推定して車両の運行状況を推定しました。また、その結果を、都市計画道路に係る大気汚染、騒音及び振動の環境影響の把握に反映させました。 また、新住民の入居に伴い一般廃棄物も発生するので、予測評価項目に追加しました。</p>
<p>(3) 環境影響を特に受けやすい施設への配慮 計画地域内及び近隣には、常永小学校、病院等の環境影響を受けやすい施設が立地していることから、当該事業の実施によりこれらの施設に対する環境影響については慎重に予測及び評価を行い、環境保全措置について検討すること。</p>	<p>常永小学校及び武川病院、老人保護施設ひばり苑付近での工事においては、施工機械の集中を避けるなどの対策を講じた上での予測を行いました。</p>
<p>(4) 資材等運搬車両の運行（主に土砂の搬入）の評価手法について 『 7 都市計画対象事業の計画内容』の造成計画において、大量の土砂の搬入が予定されていることから、資材等運搬車両の運行（輸送経路と時間帯別の車両台数等の調整等）については、複数案を立案し、それぞれの案について大気汚染、騒音及び振動の予測及び評価を行い、その結果を総合的に比較検討し、その検討経緯を明らかにすること。</p>	<p>資材等運搬車両の運行については、運行ルートを往復案、一方通行案の2案を設定し、騒音及び振動の予測及び評価を行いました。その結果を総合的に比較検討し、その検討経緯を明らかにしました（p. -2-36、p. -3-17）。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>2) 『 1 大気汚染』の予測方法について 都市計画道路の供用、新住民による車両の運行、商業施設の営業に係る車両の運行等に係る大気汚染の状況を把握するにあたり、本県の特徴である盆地地形と冬期、春・秋期の移動性高気圧の通過等の気象条件により、接地逆転層が発生した場合、大気汚染物質の拡散抑制が懸念されることから、大気安定度、接地逆転層の出現傾向及び出現した場合の拡散の程度について予測及び評価を行うこと。</p>	<p>供用時における自動車の走行による大気汚染の予測においては、甲府盆地内にある甲府地方気象台の1年間の気象データを用い大気安定度を算出して、拡散計算に使用しました。 なお、季節別に大気安定度の整理を行い、接地逆転層が出現していると考えられる強安定度等の出現状況を把握しました。また、甲府地方気象台と対象事業実施区域の逆転層の強度に大きな相違があるかを気温の現地調査結果を用い検証し、甲府地方気象台のデータを使用することの妥当性を検討しました。その検討結果は資料編に記載しました。</p>
<p>3) 『 4 水質汚濁』 事業実施による環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。</p>	<p>事業実施前はこれらの河川・水路における水質の状況は対象事業実施区域上流側においても大きな相違はないものと考えますが、工事中に実施する事後調査においては対象事業の影響を把握する上で影響を受けない地点として上流側に調査地点を設定することにしました。</p>
<p>4) 『 5 水象』 事業計画地の下流域(清川、東花輪川下流域)において、農業用水として利水されていることから、予測事項に記載されている雨水の流出状況の把握については、調整池の洪水調整機能を考慮したものとすること。</p>	<p>清川排水路、東花輪川下流域の農業用水としての利水に配慮して、雨水の流出状況の予測については、調整池の洪水調整機能を考慮しました。</p>
<p>5) 『 6・1 植物』 (1) 調査事項について(大木の分布状況の把握)(-19) 環境保全方針(-14)において、「大木については保全に努める」旨記載されているが、記載された調査の手法では、大木の分布状況を把握することはできないことから、大木の分布状況を把握するための調査を行うこと。</p>	<p>植物の現地調査に大径木の調査(樹種、胸高直径、生育地)を追加し、保全すべき大木を把握しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>(2) 環境保全措置の検討(-21)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大木の分布及び神社に付随する緑地 計画地内に生育する大木の分布及び神社に付随する緑地については、分布図を作成し、特に保全が必要な大木及び緑地の分布状況を明らかにした上で、保全のための措置について検討を行い、その結果を準備書に記載すること。 ・緑道について 公園の計画(図 -3.2)に記されている緑道については、公園、神社等の植生と調和した樹種の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。 ・緑地公園について 緑地の形成については、既存調査結果及び当該地域の潜在植生を反映した樹種等の採用による緑化の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。 また、神社周辺の既存樹木についても良好な緑地を形成するための『管理方針』を策定すること。 計画地域には、多様な水生生物の生息が期待されることから、現在、農業用水として利用している用水を活用した水辺空間の創出により、消失する水環境の代償の検討を行い、その結果を準備書に記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大木の分布及び神社に付随する緑地 飯喰の熊野神社、浄安寺及び上河東の熊野神社の緑地については、樹木の分布調査を行い、大径木調査と併せて現在の緑地の成立状況を把握しました(p. -6-16~21)。社寺林については現状保存します(p. -7-12)。 ・緑道について 都市計画道路及び主要区画道路には、景観性に配慮し、四季の変化に富み花も楽しめる落葉広葉樹(ハナミズキ等)を植栽する計画(p. -17)です。また、かすみ堤については、法面は芝張りをしますが、法面には樹木の植栽ができないため、両側の民地に対し植栽木を提供し、宅地内緑化の協力をお願いします(p. -21)。 ・緑地公園について 公園の緑地は、植物の現地調査結果及び当該地域の潜在植生や二次林を考慮して、地域に馴染んだ樹種の採用による緑化を行いました。その結果は準備書(p. -21~27)に記載しました。 また、社寺周辺の既存樹木の管理についても、社寺関係者(氏子、檀家)に、現在実施している年数回の清掃等を継続して実施して頂き、今後も良好な緑地環境が形成、維持されるよう協力を求めます。 さらに、近隣公園の一部の土地を利用してピオトープを整備して、流水域、止水域の水環境を創出し、水生生物及び水辺を好む動物類の生息環境を形成しました。また、同公園内には体験農園として田んぼを整備し、ピオトープと連携した水辺環境を創出します。体験農園は、公共用地(昭和町)内に整備するものであり、常永小学校の学校農園として活用し、また、栽培体験実習としても活用する計画です。その結果は準備書(p. -20~30)に記載しました。
<p>6) 『 - 6 - 1 水生生物』 (1) 調査事項(-27)について 調査事項に両生類・爬虫類を加え、陸上動物の項に記載されている同項目と併せて、対象事業の実施により変化する生息状況及び生息環境の変化の程度について明らかにし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>両生類・爬虫類の調査は水路や水田等の水域でも行うことにしているので、その結果を水生生物の項に示し、対象事業の実施による影響についても検討し、その結果を準備書(p. -6-42)に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>(2) 環境保全措置の検討(-30)について 環境保全措置の検討は、計画地域外の環境の状況について事業者の管理が及ばないことから、計画地域外に類似した環境があることを前提とした環境保全措置の検討は行わないこととし、計画地域内における低減及び代償について検討すること。 ただし、計画地域外であっても、事業主体が深く関与する団体等により長期的に周辺地域の環境の状況が管理できる場合は、関連する団体名及びその理由を明記した上で保全措置の対象とすることができる。</p>	<p>水生生物に係る環境保全措置は対象事業実施区域内に整備するビオトープ、体験農園(田んぼ)において代償措置を講じる考えです。しかしながら、これらの措置で代償が不可能な場合は、昭和町常永土地区画整組設立準備委員会の一員である昭和町が都市計画マスタープランにおいて農業環境の保全を積極的に図ることになっている「環境保全ゾーン」(上河東地区(約30ha)等、詳細は資料編に掲載)に水田や河川等の水環境が維持されていくことから、これらの地区の中で水生生物等の保全を図っていく考えです。</p>
<p>7) 『 - 7生態系』 (1) 予測の手法について(-31) 予測の手法については、事業実施前後の耕作地の分布及び面積と新たに創出される緑地(グラウンド等、動植物のハビタットと見なすことができない部分を除く)の分布及び面積をそれぞれ図表等により明らかにし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>生態系の予測においては、事業の実施前後における土地利用・植生の変化について、図(p. -7-8)に変化の様子を示すとともに、その結果を基に動植物のハビタットとしての機能を持つ区分の変化についても概略的のその程度がわかる形(p. -7-4, p. -7-9)で示すことにしました。</p>
<p>(2) 環境保全措置の検討について(-31) 環境保全措置の検討については、現在の生息環境を代償する措置の検討を行い、その結果を明らかにし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>生態系の保全措置は、畑・水田等の現在の生息環境を代償する措置の検討を行い、その結果を準備書(p. -7-12)に記載しました。</p>
<p>8) 『 - 8風景・景観』 (1) 予測事項について(-33) ・計画地内からの風景・景観 計画地は南アルプス、八ヶ岳、御坂山系等の本県を代表する景観が一望できる地域であるとともに、水田風景は当該地域における典型的な風景であることから、計画地内からの風景についても予測及び評価の対象とし、必要に応じ予測地点を追加すること。 ・大型看板等 商業施設等における大型看板の設置は、近隣住宅地等の町並みや地域景観への影響が懸念されることから、商業地区に大型看板が設置された場合の景観についてフォトモンタージュ等を用い検討を行うこと。 また、夜間照明による周辺への影響についても現状との比較を行いその結果を明らかにし、準備書に記載すること。</p>	<p>・計画地内からの風景・景観 南アルプス等すぐれた山岳景観及び対象事業実施区域の代表的景観である水田景観が望める地点を対象事業実施区域内に設定し、その地点からの景観の変化について予測評価を行いました。 ・大型看板等 本事業は土地区画整理事業であり、商業系区域に誘致する大規模商業施設については、業者が確定している段階ではないため、具体的な施設計画が未定であり、施設の外観、照明施設整備計画等を示すことはできませんが、当準備組合及び昭和町としては、「山梨県景観条例」、「屋外広告物法」、「山梨県屋外広告物条例」及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」の規定に従うよう指導するとともに、誘致業者と協議し、都市計画道路、街区道路等の整備とあいまって、整然としたよりよい町並み景観の形成を図ることにします。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>(2) 評価の手法について (V-35)</p> <p>事業により、計画地全体の土地利用が現状とは異なるものとなることから、評価手法に記載された「回避、低減」による評価は困難であることから、評価手法については、現状と事業実施後について、地域景観の特徴をフォトモンタージュ等の具体的な手法により景観がどのように置き換えられるのか明らかにし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>地域の景観は土地利用の変更から著しい変化をすることになりましたが、景観の予測評価においては、フォトモンタージュ法を用い具体的な景観の変化を示したうえで、予測結果が方法書に示した環境保全方針に照らして整合がとれているか否かを検討することにより行いました。その結果は準備書 (p. -8-18, 19) に記載しました。</p>